平成２２年（フ）第１１７８５号
東京都江東区南砂４丁目10―８―202
破産者　青柳　惠一
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３１号
静岡市清水区横砂中町１番８号
破産者　株式会社スギヤマエレクトロン
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６号
静岡市駿河区丸子３丁目７番９号
破産者　有限会社クマガヤ事務機
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４６号
愛知県知多郡南知多町大字内海字平居95番地
破産者　籾山建設有限会社
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１７９号
東京都新宿区西新宿１丁目７番１号
破産者　株式会社ノヴァ留学センター
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８３号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
破産者　株式会社ノヴァ情報システム
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１５号
大分市中央町１丁目３番12号
破産者　株式会社くすりのフジモト
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３４号
札幌市北区北38条西５丁目１番40―705号
破産者　有限会社札良建設
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６７号
札幌市白石区平和通13丁目北２番12号
破産者　株式会社空調社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８９号
富山県氷見市飯久保2771番地
破産者　有限会社古野鉄筋工業
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３７９４号
大阪市北区天神橋４丁目８番21―403号
破産者　有限会社キクイ
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８号
宮崎県都城市年見町23号２番地
破産者　有限会社渡辺寝具店
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３４６９号
名古屋市昭和区丸屋町４丁目32番地の１　桜山西マンション303号
破産者　鶴田　竜洋
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５９号
名古屋市天白区植田本町２丁目610番地、住民票上の住所名古屋市天白区植田本町１丁目1005番地
破産者　寺町　雅義
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９号
名古屋市西区新道２丁目15番14号
破産者　伊藤　日朗
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０号
愛知県あま市中萱津砂入36番地
破産者　伊藤喜一郎
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６５号
京都市右京区常盤柏ノ木町１番地15
破産者　天岡　由子（旧姓柴垣・仲西）
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４７号
大阪府豊中市大黒町３丁目13番10号
破産者　西原　勝彦
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２号
神戸市灘区福住通８丁目２番４号、従前の住所神戸市灘区福住通８丁目２番３号
破産者　エムテックこと　森　　英孝
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８４号
神戸市東灘区青木３―１―33―501、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目13番12号
破産者　平田　孝義
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部